

綾川町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 30 年 12 月 13 日

令和 3 年 10 月 20 日

令和 5 年 3 月 22 日

綾川町農業委員会

第 1 基本的な考え方

平成 28 年 4 月 1 日、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置付けられた。

綾川町においては、平地と中山間が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、中山間では、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では土地利用型の稲作が盛んなことから担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和 4 年法律第 56 号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「改正基盤法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

そのため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、綾川町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第 5 条第 1 項に規定する香川県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第 6 条第 1 項に規定する綾川町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として 10 年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員並びに推進委員の改選期である 3 年ごとに目標の検証、見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動・目標については、「農業委員会による最適化活動の推進について」（令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知、令和 4 年 2 月 25 日付 3 経営第 2816 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとす。

第 2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

（1）遊休農地の解消目標

| | 管内の農地面積(ha) | 遊休農地面積(ha) | 遊休農地の割合(%) |
|------------------|-------------|------------|------------|
| 現状 (平成 30 年 4 月) | 2,080 | 47.0 | 2.3 |
| 3年後の目標(平成33年7月) | 2,053 | 22.0 | 1.1 |
| 実績 (令和 3 年 3 月) | (2,031) | (47.0) | (2.3) |
| 目標 (平成 36 年 3 月) | 2,026 | 15.0 | 0.7 |

【目標設定の考え方】

- ①平成 35 年度末までに、遊休農地面積を現状の 2 分の 1 以下に抑制することを目標とする。
- ②新たな遊休農地の発生を防止する。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ① 農業委員と推進委員がチーム体制を作り、農地利用状況調査（農地パトロール）を 8 月、9 月を中心に町内一斉に行う。
- ② 農業委員と推進委員がチームで、農地所有者への個別面談を基本とする農地利用意向調査を翌年 1 月、2 月を中心に行う。農家の意向を踏まえ、農地中間管理機構への貸付を勧める。
- ③ 農業委員及び推進委員は、日常的に農地パトロールを行い、担当区域内の農地利用状況の変化・農家の意向把握に努めるとともに遊休農地発生を未然に防止する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合によって評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

| | 管内の農地面積(ha) | 集積面積(ha) | 集積率(%) |
|------------------|-------------|----------|--------|
| 現状 (平成 30 年 4 月) | 2,080 | 531 | 25.5 |
| 3年後の目標(平成33年7月) | 2,053 | 1,030 | 50.2 |
| 実績 (令和 3 年 3 月) | (2,031) | (530) | (26.1) |
| 目標 (平成 36 年 3 月) | 2,026 | 1,360 | 67.1 |

【目標設定の考え方】

- ① 「綾川町農業経営基盤強化促進基本構想」に基づき、平成 35 年度末までに、担い手への農地利用集積率を 67%まで引き上げることを目標とする。

(2) 担い手への農地利用集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- ① 区域内の農家を戸別訪問し、地域及び農業者の意向の把握に努める。
- ② 耕作されていない農地、後継者が不在となる恐れがある農地所有者に対して、農地中間管理事業の利用を勧めるとともに農地集積専門員との連携を強化し担い手への集積を図る。
- ③ 地域における人と農地の問題解決のための「地域計画」へは、農業委員、推進委員の立場で積極的

に参画する。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

| | 新規参入者（法人を含む） | 新規参入者取得（借入）面積(ha) |
|-----------------|--------------|-------------------|
| 現状（平成30年4月） | 3 | 2.2 |
| 3年後の目標（平成33年7月） | 9 | 5.0 |
| 実績（令和3年3月） | (8) | (7.3) |
| 目標（平成36年3月） | 15 | 11.0 |

【目標設定の考え方】

① 年間2経営体（法人含む）の新規参入、1haの取得（借入）を目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ① 町経済課、県中讃農業改良普及センター、JA、県農地機構等と連携して新規参入者への支援を行うとともに、農業経営相談にも関わり、助言・指導を行う。
- ② 関係機関と情報を共有し、新規参入者へ、貸借、売買等の可能な農地の紹介、あっせんを行う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

綾川町において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、綾川町農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力